

群馬県ソフトボール協会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、群馬県ソフトボール協会と称し、(財)日本ソフトボール協会群馬支部となる。

第 2 条 本会は、事務所を事務局長の居住地に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は群馬県におけるソフトボール競技の普及と競技力の向上を図り、愛好者の親交を深め明るく楽しいスポーツの実践につとめることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種ソフトボール大会の主催及び後援。
- (2) ソフトボールの発展普及、並びに競技力向上に関する研究指導。
- (3) 審判員、記録員、指導者の育成と指導、並びにこれに関する認定講習会の開催と認定。
- (4) ソフトボール施設の拡充と刊行物の発行。
- (5) その他ソフトボール競技振興のために本会が必要と認めた事項。

第 3 章 組 織

第 5 条 本会は次の団体及び愛好者をもって組織する。

- (1) 本会に加盟し日本ソフトボール協会に登録されているチーム。
- (2) 群馬県高等学校体育連盟ソフトボール専門部に登録されているチーム。
- (3) 群馬県中学校体育連盟ソフトボール専門部に登録されているチーム。
- (4) 本県各地域に設置され、本会に加盟を認められている支部協会並びに支部協会に登録されているチーム。
- (5) 日本ソフトボール協会公認審判員、公式記録員、公認指導者の資格を有し、本会に登録されている審判員、記録員、指導者。
- (6) 本会の目的に賛同する学識経験者で理事会で承認を得たもの。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 若干名
- (2) 理事 内規に定める数
- (3) 理事長 1名 副理事長 若干名 常務理事 内規に定める数
- (4) 監査 2名
- (5) 事務局長 1名 事務局次長 1名 幹事(庶務・会計) 2名
事務局員 若干名
- (6) 会長は、理事総会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を委嘱することができる。
 - 1) 名誉会長は、理事総会の推薦に基づき会長が委嘱する。
名誉会長は、本会の重要事項について会長に意見をのべることができる。
 - 2) 顧問は、本会の会長又は副会長であったもの、及びソフトボールに関する功労者のうちから理事総会で推薦し、会長が委嘱する。
顧問は、会長及び理事総会の諮問に応ずる。
 - 3) 参与は、本会各支部の会長及び理事総会で推薦した者を会長が委嘱する。
参与は、理事総会の諮問に応ずる。

第7条 会長、副会長は、理事総会にて推挙する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括し、理事総会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会長、副会長は、理事及び常務理事の資格を有する。

第8条 理事は、各支部、団体、チームより選出し、その数は、内規に定める。

- 2 会長は、前項に規定するほか学識経験者の中から理事を委嘱することができる。
- 3 理事及びその資格を有する者は、理事総会を組織し会務を議決・執行する。

第9条 理事長、副理事長は、全理事の互選によって選出する。理事長は常務理事会の議長となり、理事会の決議に従い会務を掌理する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはあらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

第10条 常務理事は、各関係理事の中より選出し、その数は内規に定める。

- 2 常務理事及びその資格を有する者は、常務理事会を組織し、理事長を補佐し常務を分掌する。

次ページへ続く

- 第11条** 監査は、理事総会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 2 監査は、本会全般にわたる会計監査にあたる。
 - 3 監査は理事及び常務理事の資格を有する。
- 第12条** 事務局長、事務局次長、幹事(庶務・会計)は、理事長が推薦した者を、事務局員は事務局長が推薦した者を、理事総会に諮って会長が委嘱する。
- 2 事務局長は、理事長の命を受けて担当業務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代行する。幹事(庶務)は本会の議事録及び活動を記録し保管する。幹事(会計)は本会の会計を処理する。事務局員は事務局長の命を受けて業務を担当する。
 - 3 事務局長、事務局次長、幹事(庶務・会計)は、理事及び常務理事の資格を有する。事務局員は、必要に応じて理事総会及び常務理事会に出席する。
- 第13条** 役員の任期は、1期2年とし、5期10年を超えないものとする。
- 2 役員は、その任務が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 会 議

- 第14条** 全ての会議は、当該役員の2分の1以上が出席しなければ、開会することはできない。但し、会議に出席できない役員は委任状をもって出席に代えることができる。
- 第15条** 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。
- 第16条** 理事総会は、理事及びその資格を有する者が出席する本会の最高議決機関で、年1回以上会長が招集し、本会の事業計画、予算及び決算、役員の選任及び解任、規約の変更、その他必要事項を審議決定する。
- 第17条** 常務理事会は、必要に応じて理事長が招集し、本会業務の立案、執行を行う。また、緊急の場合は、理事総会に代わり、会長より付託された議案を決定することができる。
- 2 会務を円滑に推進するため、幹部役員会を設ける。役員会は、理事長・副理事長・事務局長及び、関係役員で構成し、会長の命を受けて理事長が招集する。役員会は各会議の議案書の検討及び、作成にあたる。

第6章 登 録

- 第18条** 本会に加盟するチーム及び審判員、記録員、指導者は、各支部を通じて所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。

第7章 専門委員会及び特別委員会等

- 第19条** 本会は、第4条の事業を遂行するために必要な専門委員会及び特別委員会等を設けることができる。専門委員会及び特別委員会等に関する規定は別にこれを定める。

第8章 会 計

- 第20条** 本会の経費は、負担金、寄付金、登録料、事業収入、その他で支弁する。
- 第21条** 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第9章 事 務 局

- 第22条** 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に関する規定は別に定める。

第10章 附 則

- 第23条** 本会規約の条項は、理事総会において出席者及び、欠席者の委任状を加えた3分の2以上の同意を得て変更することができる。
- 第24条** 本会は、(財)日本ソフトボール協会及び関東ソフトボール協会に加盟する。
- 第25条** 本会の運営に必要な規程は、理事総会が別にこれを定める。
- 第26条** 本規程は、昭和63年 4月 1日改正施行する。
- 2 本規程は、平成 4年 3月 7日改正施行する。
 - 3 本規程は、平成14年 3月 7日改正施行する。
 - 4 本規程は、平成15年 3月 6日改正施行する。
 - 5 本規定は、平成24年 3月15日改正施行する。

以上